

揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法)の手続き等

## 給油所の運営にあたって

<<東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課>>

このパンフレットは、給油所を運営するにあたって是非知って頂きたい「揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法)」で規定しているポイントをまとめたものです。

ポイント1：登録及び変更登録等について

ポイント2：規格に適合しない石油製品の販売の禁止について

ポイント3：揮発油の分析義務等について

ポイント4：登録内容及び揮発油品質維持計画認定に関する表示について

ポイント5：品質管理者の選任について

ポイント6：SQマークの表示等について

●ご不明な点については下記までお問い合わせ下さい。

経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3-1 仙台合同庁舎B棟4階 電話022-221-4934、FAX 022-213-0757

《様式等のダウンロード》

東北経済産業局ホームページ石油関連情報のページ内にある「揮発油販売業の登録等について」をご覧ください。

[https://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/oil/hinkaku.html](https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/oil/hinkaku.html)

## ポイント1 登録及び変更登録等について

(法第3条、第4条、第8条関係)

- ◎ 給油所を運営するにあたっては、事前に経済産業省（東北経済産業局）に登録する必要があります。
- ◎ また、次の登録事項に変更が生じた場合は変更登録等の手続きが必要です。

- ①法人の業務担当役員（代表者等）が交替した場合
- ②給油所の所在地及び、設備（タンク容量・計量器の個数）が変更した場合
- ③品質管理者が交替した場合
- ④給油所を追加又は一部廃止する場合 など

- ◎届出事項・添付資料等の詳細は、5頁「品確法に基づく登録・届出書類一覧」によりご確認ください。

《東北経済産業局HP「石油関連情報」のページ内にある「揮発油販売業の登録等について」

([https://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shigen\\_ene/oil/hinkaku.html](https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/oil/hinkaku.html))よりダウンロードできます》

## ポイント2 規格に適合しない石油製品の販売の禁止について

(法第13条、第17条の7、第17条の9)

- ◎ 環境、健康、安全の面から、2頁「揮発油等の品質規格」の赤文字で表示している規格（強制規格）に適合しない石油製品の販売は、品確法で禁止されています。
- ◎ また、SQマークの表示をする場合は、全項目の規格（標準規格）に適合していることを確認する必要があります。[ポイント6参照]
- ◎ 経済産業省が実施する法律に基づく「立入検査」及び経済産業省から補助を受けて（社）全国石油協会が実施する「試買検査」を実施しており、石油製品の品質の確認をしています。
- ◎ 各給油所においては、販売する石油製品の品質確保に努めるようお願いします。

### 【トピックス】

法改正により、揮発油にはアルコール混合許容値が設定され、自動車の安全上及び環境面で問題となる高濃度アルコール含有燃料は、平成15年8月28日から販売が禁止されています。

## ポイント3 揮発油の分析義務等について

(法第16条、第16条の2、第19条関係)

- ◎ 揮発油は、各給油所ごとに10日に1回品質の分析を行う義務があります。
- ◎ 品質の分析結果等は帳簿を作成し、給油所において2年間保存する必要があります。
- ◎ 揮発油の生産業者等からの流通経路を予め定め、品質について連帯保証を行い「生産(確認)揮発油品質維持計画認定申請書」により認定を受けた場合は、1年に1回(又は計画期間内に1回)の分析に軽減されます。
- ◎ 計画期間が終了する以前に、「生産(確認)揮発油維持計画終了日変更認定申請書」による更新の手続きを行わない場合は、認定は失効します。

### 注意！

更新未手続きにより失効した場合及び、申請書記載の流通経路以外による仕入れを行った場合は、維持計画の認定の効力が失われ(失効)、10日ごとに1回品質の分析を行う義務が発生しますので、注意して下さい。

※分析方法は、給油所で分析装置を使い自ら分析する方法と、経済産業省に登録した次の登録分析機関に分析を委託する方法があります。

登録分析機関名	住所	電話
(社)全国石油協会 仙台試験センター	仙台市太白区郡山4-8-50	0120-022-184、022-308-6121
(社)日本海事検定協会 理化学分析センター	横浜市金沢区福浦2-7-31	045-781-6661
(財)新日本検定協会 中央研究所	横浜市港北区新横浜2丁目12-13	045-473-5815

《揮発油等の品質規格》 赤文字：強制規格

・揮発油(自動車ガソリン)の規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境 (大気汚染防 止)
硫黄分	0.001質量%(10ppm)以下	
MTBE	7体積%以下	
酸素分	1.3質量%以下	
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油混入	4体積%以下(注1)	エンジントラ ブル防止
メタノール	検出されない	
エタノール	3体積%以下	
実在ガム	5mg/100mL	
色	オレンジ色	灯油との誤使 用防止
密度 (15℃)	0.783 g/cm <sup>3</sup> 以下	
蒸留性状	10%留出温度：70℃以下 50%留出温度：75℃以上 110℃以下 90%留出温度：180℃以下 終点：220℃以下 残油量：2体積%以下	
オクタン価 (リサーチ法)	1号(高揮)：96以上 2号(並揮)：89以上	
銅板腐食(50℃、3h)	1以下	
蒸気圧	44~78kpa(寒候用は上限が93kpa)	
酸化安定度	240min以上	

(注1)

灯油混入率の規格は、タンクローリーの荷卸し段階で配管等に付着した灯油がわずかながら不可避免的に揮発油に混入されてしまうことから定めたものであり、流通段階等で意図的に灯油を混入した場合は関係法令違反の適用を受けます。

・軽油の規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001質量%(10ppm)以下	環境 (大気汚染防 止)
セタン指数	45以上	
蒸留性状(90%流出温度)	360℃以下	エンジントラ ブル防止
トリグリセリド	0.01質量%以下	
脂肪酸メチル エステル	0.1質量%以下 ※ 5.0質量%以下	
※メタノール	0.01質量%以下	
※酸価	0.13mgKOH/g以下	
※脂肪酸、酢酸及 びプロピオン酸 の合計	0.003質量%以下	
※酸価の増加	0.12mgKOH/g以下	
引火点	45℃以上	
10%残油の残留炭素分	0.1質量%以下	
動粘度(30℃)	1.7mm <sup>2</sup> /s以上	
流動点	記載省略	
目詰まり点	記載省略	

★ 脂肪酸メチルエステル(FAME)が0.1質量%を越え5.0質量%以下の場合は、「※」の項目も満たす必要がある。

・灯油規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.008質量%(80ppm)以下	環境(大気汚 染防止)
引火点	40℃以上	消費者安全の 確保
セーボルト色	+25以上	ガソリンとの 誤使用防止
蒸留性状(95%留出温度)	270℃以下	
煙点	23mm以上(寒候用は21mm以上)	
銅板腐食(50℃、3h)	1以下	

ポイント4 登録内容及び揮発油品質維持計画認定に関する表示について

(法第17条関係)

◎ 給油所の見やすい場所に、登録内容等を表示する義務があります。

◎ また、揮発油品質維持計画の認定を受けている場合は、その旨の表示も必要です。

**注意!**  
登録の表示内容及び、維持計画終了日が変更になった場合には、表示内容の訂正が必要です。

・品質管理等に関する表示(例)

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示		40 cm 以上
氏名又は名称	○×△□ 株式会社	
登録年月日	平成(昭和)○○年△月□日	
登録番号	2-0×××××	
給油所の名称	セルフ○×△□ 給油所	
品質管理者の氏名	○× △□	
使用する分析装置の種類又は、登録分析機関の名称	○○××△△ 協会	

60 cm 以上

・品質維持計画に関する表示(例)

揮発油品質維持計画経済産業省認定店	10 cm 以上
計画終了日 令和××年10月30日	

60 cm 以上

## ポイント5 品質管理者の選任について

(法第14条、第15条関係)

- ◎ 各給油所ごとに有資格者（乙種危険物取扱者免状取得者など）の中から品質管理者を選任し、届ける必要があります。
- ◎ また、人事異動等により品質管理者が交替した場合も選任（解任）の届け出が必要となります。（届け出は手続き例を参照）
- ◎ なお、品質管理者の業務は、維持計画の作成及び実施、帳簿の記載、標準揮発油の表示についての監督等を行わなければなりません。

## ポイント6 SQマークの表示等について

(法第17条の6、第19条関係)

- ◎ 販売している揮発油（ハイオク・レギュラー）、軽油、灯油の品質が標準規格に適合している場合には、計量器等に**SQマーク**を表示することが出来ます。
- ◎ ただし、表示する前に規格に適合していることを確認し、各給油所ごとに帳簿を作成して2年間保存することが必要です。

確認の方法： 生産業者等（元売り会社等）から、標準揮発油等について品質を保証する（書面「品質保証書」）の交付を受け取り確認する方法等があります。

帳簿記載項目： 油種の区分、品質の確認を行った年月日、品質の確認方法、品質の確認の結果、表示期間、表示場所

《SQマーク》



### 注意！

給油所におけるSQマークの表示場所は各計量器となります。  
また販売している揮発油（ハイオク、レギュラー）・軽油・灯油、の全てが、標準規格を満たしている場合には、サービスルーム等にも表示出来ます。

### (SQマークに関する帳簿の作成例)

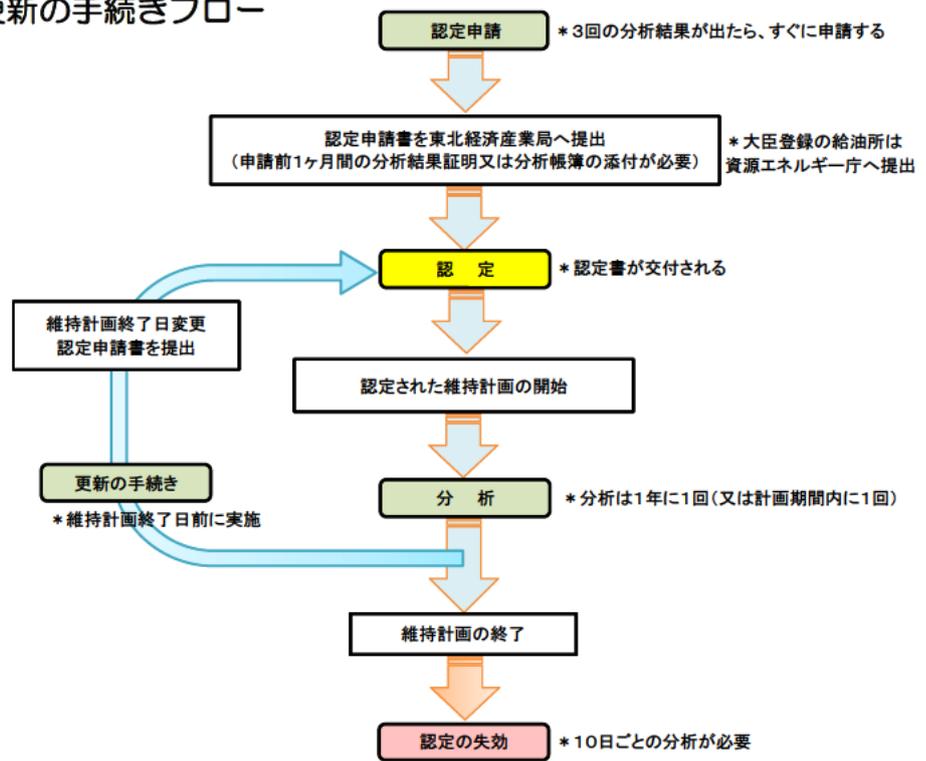
SQマークに関する帳簿	
会社名及び給油所名： _____	
1. 区分	標準揮発油1号、標準揮発油2号、標準灯油、標準軽油
2. 品質を確認した年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ←
3. 品質の確認の方法	標準規格分析生産業者等の保証による品質の確認 生産業者名：〇〇〇〇〇石油株式会社
4. 品質の確認の結果	標準規格に適合している。(品質保証書を添付)
5. 表示期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から表示している。
6. 表示場所	販売店舗の外窓、各計量器、自社所有のミニ・ローリーのタンクの外面に表示している。

品質保証書の発行年月日を記入する

\*帳簿には、石油製品の生産業者等（元売り会社等）から受け取った、標準揮発油等の品質を保証する書面及び生産（確認）揮発油品質維持計画の認定を受けている場合にあつては、認定書の写しと併せ保管する。

[参考] 認定申請及び更新の手続きフロー

**注意!**  
 認定申請にあたり、申請前1ヶ月間の分析(10日ごとの分析)の結果が必要となります。  
 分析を委託する場合は、連帯保証者(元売り会社、特約店等)と相談の上、登録分析機関に分析を申し込む必要があります。



帳簿の作成： 帳簿は、各給油所毎に、分析年月日及び場所、分析した品質管理者の氏名、分析設備の種類、分析結果、揮発油の購入先、登録分析機関の名称を記載し、2年間保存する必要があります。(様式は定められておりませんので各事業者において作成して下さい。)  
 帳簿は、登録分析機関発行の「分析結果通知書」を利用することができます。

**注意!**  
 登録分析機関発行の「分析結果通知書」を帳簿として利用する場合は、「揮発油の種類」(レギュラー又は、ハイオク)、「揮発油の購入先(仕入れ先)」、「購入した日(仕入れ日)」を記載し、**2年間保管**して下さい。

(分析結果を利用した帳簿作成例)

分析結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇市〇町〇-〇  
 〇〇(株)  
 〇〇 給油所  
 2-00000-001

〇〇分析機関 印  
 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇所在地・・・

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記のとおりご通知します。

1. サンプル番号 〇〇-〇〇〇〇
- ※ 2. 回収年月日 令和〇年〇月〇日
3. 受付年月日 令和〇年〇月〇日
4. 分析年月日 令和〇年〇月〇日
5. 分析員氏名 〇〇〇〇
6. 分析結果

項目	分析結果	法定規格	分析設備及び試験方法	判定
① 鉛	検出されない	検出されない	鉛分析装置 (JIS K2255)	適合
② 硫黄分	〇〇 質量%	0.005 質量%以下	硫黄分析装置 (JIS K2541)	適合
③ MTBE	〇〇 体積%	7 体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536)	適合
④ 酸素分	〇〇 質量%	1.3 質量%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑤ アンゼン	〇〇 体積%	1 体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536)	適合
⑥ 灯油混入	〇〇 体積%	4 体積%以下	〃	適合
⑦ マノール	検出されない	検出されない	〃	適合
⑧ イソノール	〇〇 体積%	3 体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536-4)	適合
⑨ 実在ガム	〇mg/100ml以下	5mg/100ml以下	実在ガム試験装置 (JIS K2261)	
⑩ 色	オレンジ色	オレンジ系色		

《判定欄に「不適合」と表示のある項目は揮発油規格を満たしていません》

※ 揮発油の種類 レギュラー ・ ハイオク  
 ※ 揮発油の購入先 〇〇〇〇石油  
 ※ 購入した日 令和〇年〇月〇日  
 この分析結果通知書は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

- ※ 分析した油種を〇で囲む
- ※ 回収の直近の仕入れ先を記載
- ※ 回収の直前に納入した日を記載



● 変更登録等手続き記載例 ● (必要な添付書類は、5頁の一覧表をご参照下さい。)

①業務担当役員（代表者等）が交替した場合

施行規則様式6	
×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	

揮発油販売業変更登録申請書  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

東北経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇〇〇株式会社  
 ってはその代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2-〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 **業務担当役員及び代表者の変更**

従前の内 代表取締役 △△△△	変更後の内容： 代表取締役 〇〇〇〇
-----------------	--------------------

3 変更の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更の理由 代表者の交替

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

②給油所の設備（タンク容量・計量器）を変更した場合

施行規則様式7	
×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	

揮発油販売業者氏名等変更届出書  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

東北経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇〇〇株式会社  
 ってはその代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2-〇〇〇〇〇号

2 変更の内容 〇〇給油所のタンク容量及び計量器の個数の変更

従前の内容	変更後の内容
タンク容量 20KL	タンクの容量 30KL
計量器の基数 6基	計量器の基数 12基

3 変更の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更の理由 **販売能力の拡大による**

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

③品質管理者が交替した場合

施行規則様式9	
×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	

品質管理者選任（解任）届出書  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

東北経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人にあ 〇〇〇〇株式会社  
 ってはその代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 2-〇〇〇〇〇号

2 給油所の名称及び所在地 〇〇給油所 〇〇 県〇〇市〇〇町〇〇番地

3 品質管理者の氏名 選任 〇〇〇〇 解任 △△△△

4 選任（解任）の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 解任の場合にあっては、その理由 **人事異動による**

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## コンタミ事故等に注意願います。

揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）により、規格に適合しない揮発油(13条)、軽油(17条の7)、灯油(17条の9)の**販売は禁止**されています。

また、万が一コンタミ事故が発生した場合は、速やかに所轄消防署等、関係機関に連絡するとともに、必要な指示を受けるようお願いします。

※ 揮発油販売事業者は、コンタミ事故等を未然に防止するため、次の点に留意するなど、**品質管理の徹底**が必要です。

### I タンクローリーによる揮発油等の受入時に立会うとともに、次の事項を十分に確認していますか？

- 受入タンク注入口の油種確認が必要です。
- 油種毎の受入量の確認が必要です。
- 受入終了後に、地下タンク在庫量の確認が必要です。

### II タンクローリーの払い出しホースやローリータンク内の残油処理は十分に行っていますか？

- 自社タンクローリーの運用の確認と徹底及び、配送業者を含めた定期的な注意喚起が必要です。

### III 油面計等のマンホール内に、雨水等は浸入していませんか？

• マンホール内への雨水等の浸入は、フランジ等の腐食・劣化の大きな起因となります。

• このため、水混入事故の未然防止の観点から、マンホールの定期的な点検が必要です。

#### 注意！

万が一事故が発生した場合は、何故起きたのか、事故原因と未然防止のための対策等を検討し再発防止に努めることが大切です。  
また、揮発油等の販売を再開する場合は、自主的に揮発油等の分析を行うなど、品質に問題ないことを確認する必要があります。



## 品確法遵守自己診断チェックシート

揮発油販売業者は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（「品確法」）に基づき、石油製品の適正な品質の確保、消費者利益の保護を図る観点から、登録や品質分析等の義務の遵守が求められています。仮にこれらの義務を履行せず、違反した場合は、行政処分（事業停止命令等）や罰則が課される場合があります。

この品確法遵守自己診断チェックシートは、揮発油販売業者が自ら、品確法の義務の遵守状況を自主的に確認するためのものです。以下の設問のうち遵守していない項目がありましたら、速やかに是正して下さい。

各項目の解説は別紙参照。

1 品確法に基づく揮発油販売業の登録を受け、経済産業局又は経済産業省から、登録番号をもらっていますか？給油所ごとに登録が必要です。仕入販売の権限を含む業務委託を受けたときも登録が必要です。	はい	いいえ	不明
2 給油所の追加、減少、担当役員の変更(法人の場合)について変更登録を行っていますか？	はい	いいえ	不明
3 吸収合併や事業譲渡、相続等承継について届け出ていますか？	はい	いいえ	不明
4 法人名称・住所、個人の場合は氏名・住所の変更、給油所の名称変更・住所表記の変更(移転は含まず)、タンク容量及び計量器の数の変更等について届け出ていますか？	はい	いいえ	不明
5 揮発油販売業を廃業(全ての給油所を廃止)している場合届け出ていますか？ 一部の給油所を廃止する場合は2となります。	はい	いいえ	不明
6 揮発油の品質分析について			
品質維持計画(軽減認定)を受けていない場合 ・登録分析機関と10日ごとに分析を行う旨の契約をしていますか？	はい	いいえ	不明
品質維持計画(軽減認定)を受けている場合 ・品質維持計画の認定は有効期限内のものですか？	はい	いいえ	不明
品質管理者を選任・解任した際に届け出ていますか？	はい	いいえ	不明
登録分析機関との分析契約が失効した場合又は別の登録分析機関に契約を変更した場合に届け出ていますか？	はい	いいえ	不明
7 法律に基づき、給油所内に指定様式による表示を行っていますか？	はい	いいえ	不明
8 帳簿の記載を行っていますか？	はい	いいえ	不明
SQマークを貼っている場合 ・標準規格に関する帳簿(上記の帳簿とは異なります)の記載を行っていますか？	はい	いいえ	不明

上記6の品質分析は揮発油販売業者が自ら又は登録分析機関に委託して揮発油の品質の分析を行うものです。(社)全国石油協会が行っている試買事業とは異なりますのでご注意ください。

給油所の設置等にあたっては、別途消防当局及び税務当局への許可等が必要です。消防関係又は税務関係で不明な点がありましたら、関係の消防当局及び税務当局へお問い合わせ下さい。

品確法の制度の概要につきましては、各経済産業局のホームページや、石油協会発行のパンフレット「石油製品と品質管理」またはホームページ(<http://www.sekiyu.or.jp/>)をご覧ください。

### 上記の設問で「いいえ」又は「不明」を選択された方へ

上記の経済産業局(省)への申請・届出手続きは、揮発油販売業者が自ら行うものですが、元売や特約店が事実上代行する形で書類を提出している場合もありますので、元売・特約店にもご確認ください。

それでも状況がわからない場合は、組合員の場合は各都道府県石油組合、若しくは管轄の経済産業局(省)まで、どこの所管が不明な場合は最寄りの経済産業局までお問い合わせください。

## 【品確法遵守チェックシート別紙】

- 1 揮発油販売業を行おうとする方は、給油所ごとに、事前に品確法の揮発油販売業者の登録を受ける義務があります。登録がなされると、経済産業局又は経済産業省から、登録日及び登録番号が記載された登録通知書が送付されます。(揮発油販売業登録申請書 様式第1)
- 2 上記1で登録を受けた後、以下の登録事項に変更が生じる場合に、変更登録を事前に受ける必要があります。変更登録がなされると変更登録通知書が送付されます。登録の状況については、当該変更登録した際の申請書及び変更登録通知書をご確認ください。(揮発油販売業変更登録申請書 様式第6)
  - ・給油所を追加(新設もしくは譲受)する場合。
  - ・給油所を減少(廃棄もしくは譲渡)する場合。
  - ・給油所の場所の移転。
  - ・法人等で代表者を含む担当者役員が変更(登記が済み次第)。
- 3 法人の場合、吸収、合併や事業譲渡(土地建物等を含むあらゆる債権債務関係に移転させる場合のみ。施設のみ譲渡など一部のみの譲渡は含まない。)を行った際は、登記終了後、届出が必要です。  
個人の場合も相続や事業譲渡によって、承継が生じた場合は同様に届出が必要です。  
(揮発油販売業承継届出書 様式第3)
- 4 以下の変更が生じたときは、届出が必要となります。(揮発油販売業者氏名等変更届出書 様式第7)
  - ・法人の名称、住所 個人事業者の氏名、住所の変更
  - ・給油所名称の変更。
  - ・区画整理等による地番の変更(移転の場合は、変更登録となります)。
  - ・給油施設の変更(揮発油に関する タンク容量 計量器数(計量器数は同時給油可能なノズルの数)。
- 5 揮発油販売業を廃業(全ての給油所を廃止)した場合は届出が必要となります。一部の給油所を廃止する場合は、2を参照のこと。(揮発油販売業廃止届出書 様式第8)

6 揮発油販売業者は、自ら又は登録分析機関に委託して、揮発油の品質の分析を行う義務があります。委託する場合は、以下の2通りがあります。

①10日に1回の分析の委託

登録分析機関との委託契約の期限に注意が必要です。

②品質維持計画(軽減認定)の認定による1年に1回の分析の委託

品質維持計画は、1年又は2年ごとの認定の更新が必要なので、認定の有効期限に注意が必要です。

※「登録分析機関」とは、経済産業省で登録した(社)全国石油協会などの試験分析機関です。

給油所ごとに、それぞれ品質管理者を選任し、届け出る必要があります。複数の給油所の品質管理者にはなれませんので、ご注意ください。また、品質管理者を変更した場合にも届出が必要です。(品質管理者選任(解任)届出書 様式第9)

登録分析機関に委託して分析を行っている場合は、①当該委託契約が失効した場合、②別の登録分析機関と契約した場合、又は③自ら分析設備を保有して分析を行うこととした場合については、その旨を届け出る必要があります。

7 給油所ごとに、登録事項について、表示を行う義務があります。表示の例は以下のとおりです。

なお、品質維持計画を受けていない場合は、一番下の欄は不要です。

材質は問いませんが、消費者から見やすいところに掲げてください。

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示	
氏名又は名称	(株)経済
登録年月日	昭和60年3月10日
登録番号	3-25797
給油所の名称	石油流通給油所
品質管理者の氏名	資源 太郎
使用する分析設備の種類 又は登録分析機関の名称	(社)全国石油協会委託
経済産業省生産揮発油品質維持計画認定店 計画終了日 平成21年10月30日(計画終了日を記載)	

60cm  
以上

40cm  
以上

10cm  
以上

8 登録分析機関に揮発油の品質の分析を委託をされている場合は、登録分析機関から送付される分析結果に、①購入した油種(分析を行った揮発油の種類)、②揮発油の購入先(分析のために回収を行った直前の仕入れ先)、③購入した日(分析のために回収を行った直前の仕入れ日)の3点を記載し保管することで、帳簿に代えることができます。当該帳簿は2年間保存してください。

また、SQマークを表示している場合は、別途SQマーク用の帳簿が必要となります。こちらは、給油所毎に、品質保証書の保証期間、標準揮発油等の区分、品質確認年月日、品質確認の方法、確認を行った者、品質確認の結果、SQマークの表示の期間と場所を記載し、元売等生産業者から送られてくる品質の確認の結果を添付し、2年間保存してください。